

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 外国に住む相続人が取得した財産

Q：先日、父が死亡しました。相続人は、母と私の2人ですが、私は5年程前から転勤でアメリカに住んでいます。

ところで、私は、日本国内にある土地のほか、外国の公債や、日本に本店のある銀行の外国にある支店に預け入れた預金を相続したのですが、全てに相続税はかかりますか。

A：日本国内にある土地は相続税の課税対象になりますが、外国の公債と外国の支店に預け入れた預金は課税対象になりません。

### 【解説】

相続や遺贈によって財産をもらった人で、日本国内に住所がない人を制限納税義務者といいます。制限納税義務者については、もらった財産のうち、日本国内にある財産にだけ相続税がかかります。

財産の所在の判定は、その財産をその相続又は遺贈により取得した時の現況により、次のように定められています。

- (1)不動産・その所在
- (2)預貯金等・その預貯金等の受入れをした営業所又は事業所の所在
- (3)国債・地方債・日本国内（ただし外国の発行する公債はその外国にあるものとする）

ご質問の場合、あなたが相続した財産のうち日本国内にある土地は相続税の課税対象となります。しかし、外国公債は、その公債の発行国にあるものとされますし、外国の支店に預け入れた預金は、その預金の受入れをしたその外国支店の所在地にあるものとされますので、相続税の課税対象となりません。

